

海洋基本法の概要

背景

食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要



海洋基本法の公布(平成19年4月27日)、施行(同7月20日)

基本理念

海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

海洋の安全の確保

科学的知見の充実

海洋産業の健全な発展

海洋の総合的管理

国際的協調

基本的施策

海洋資源の開発及び利用の推進

海洋環境の保全等

排他的経済水域等の開発等の推進

海上輸送の確保

海洋の安全の確保

海洋調査の推進

海洋科学技術に関する研究開発の推進等

海洋産業の振興及び国際競争力の強化

沿岸域の総合的管理

離島の保全等

国際的な連携の確保及び国際協力の推進

海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制

国

総合海洋政策本部の設置

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

海洋政策担当大臣

・有識者からなる**参与会議**の設置
(有識者12名)

・**事務局**の設置

海洋基本計画の策定

・海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。

・おおむね5年ごとに見直し。

【第1期】H20.3閣議決定 【第2期】H25.4閣議決定

【第3期】H30.5閣議決定 【第4期】R5.4閣議決定



○ 海洋政策の司令塔として、総理を本部長とする**総合海洋政策本部**を設置。

○ 海洋政策の重要事項について審議し、本部長である内閣総理大臣へと意見を述べるための組織として、学識経験者などから成る**参与会議**が、本部の実務を担う組織として、内閣府**総合海洋政策推進事務局**がそれぞれ置かれている。

地方公共団体

各区域の自然的・社会的条件に応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力